

大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	<p>自己防火対象物の周辺において大規模テロ等に伴う災害が発生した後、警報の発令、避難の指示が行われることを想定する。</p> <p>自己防火対象物においては、被害は発生していないものとする。</p>
1 情報の収集・伝達	警報の発令、避難の指示等に備え、テレビ、ラジオ等により情報収集を実施し、収集した情報を適宜在館者に伝達する。
2 身体保護措置	<p>各従業員は身体保護措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓、扉を閉鎖する。 ・ 空調を停止する。 ・ 窓のない部屋の中央で待機する。
3 応急救護所の設置	必要な資器材を搬送し、応急救護所を設置する。
4 警報の伝達	国民保護法に基づき、政府による武力攻撃事態の認定がなされ、発令された警報の在館者への伝達を行う。
5 避難の実施	<p>(1) 行政機関からの避難の指示等（避難先、避難経路等）を在館者に確実に伝達する。</p> <p>(2) 自衛消防隊は避難誘導を行う。</p> <p>(3) 建物の外に避難を行う。</p> <p>(4) 逃げ遅れの有無等人員の確認を行う。</p>
6 消防機関への通報	<p>(1) 消防機関へ通報する。</p> <p>(通報内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種別 ・ 防火対象物の所在 ・ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ・ 災害の発生場所及び状況 ・ けが人、避難を要する者の有無、けが人等の状況 <p>(2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内線電話、加入電話 ・ 内線電話相互 ・ 訓練用通報装置 ・ 火災通報装置 <p>(3) 119 番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。</p>